

平成27年(行ウ)第700号 日米合同委員会議事録不開示決定取消請求事件

原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被告 国(処分行政庁 外務大臣)

準備書面(9)

平成30年11月19日

東京地方裁判所民事第2部C係 御中

被告指定代理人

高 洲 昌 弘 

田 家 重 信 

矢 澤 正 樹 

貝 原 健 太 郎 

寺 尾 長 

鈴 木 孝 宏 

内 藤 正 彪 

吉 田 昌 弘 

西 田 真 啓 

吉 野 浩 平 

被告は、本準備書面において、原告の2018（平成30）年9月19日付け準備書面（5）（以下「原告準備書面（5）」という。）に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 被告の主張は、本件不開示決定2に先立って米国の意思を確認することは情報公開法5条3号該当性の要件とはならないということであること

1 原告の主張

原告は、被告準備書面（8）において、本件文書2について米国から開示に同意しないとの立場が示され、これを受け平成27年6月30日付けで本件不開示決定2がされた旨の記載が存在する点（被告準備書面（8）第3の3（1）イ・11ページ）を捉え、被告が、本件文書2について、『本件不開示決定2に先立って米国の意思を確認した結果、米国が本件文書2の開示に同意しない旨の立場を示した』との主張を現時点でもなお維持し続けているというほかない」と主張するようである（原告準備書面（5）第1・2及び3ページ）。

2 被告の主張

(1) しかしながら、この点に関する被告準備書面（8）の記載は、正確には、「平成27年4月30日付けの本件開示請求に対しても、本件文書2について米国から開示に同意しないとの立場が示され、これを受け平成27年6月30日付けで本件不開示決定2がされた」というものであり（被告準備書面（8）第3の3（1）イ・11ページ）、日本国政府が米国の意思を確認したとの主張をしていないことは、その記載内容から明らかである。

(2) そして、被告は、被告準備書面（8）において、本件文書2には情報公開法5条3号に該当する情報が記載されていることから、本件不開示決定2は適法であり、国賠法上の違法はないとの主張は維持するが、同号に該当しないと判断された場合における本件不開示決定2の適法性については、原告に国

賠法上保護される利益が認められないことを除いては主張しないことを明示した上（3及び4ページ）、同法5条3号該当性は、①日米両国間においては、国際慣行に基づき、日米合同委員会における意見交換及び協議の内容等については、日米双方の同意がない限り公表されない旨の本件合意が存在したこと、②外務大臣が本件不開示決定2を行った時点において公表に係る米国の同意はなかったことの2点の事実から認められるものであり、米国の意思を確認したとの事実は同号該当性の要件とはならないと主張している。その上で、被告は、上記②が既に証拠上明らかであることを基礎づけるものとして、原告が指摘する主張をしているにすぎない。

(3) したがって、原告の上記主張は、被告の主張を正解しないもので、失当であることは明らかである。

第2 本件文書2が、情報公開法5条3号に該当する情報を含むものであること

1 原告の主張

原告は、外国との協議内容は基本的に不開示とすることが国際慣行である旨の被告の主張は誤りであるとした上で、被告の主張は、単に「外国との協議の内容である」というだけで「形式秘」を保護しようとするもので、本件文書2が情報公開法5条3号に該当することの根拠にならない旨主張する（原告準備書面(5)第2の1(1)・3及び4ページ）。

2 被告の主張

外国との協議内容や交渉過程は基本的に不開示として取り扱うのが国際慣行であることについては、被告準備書面(2)第2の2(2)(9ないし12ページ)などで述べてきたとおりである。そして、このことは、文献等においても、例えば、「民主主義国家においては、政府の行う外交を民主的統制におくため、外交政策あるいは外交交渉の結果締結された条約等については、これを公表して国民の批判にさらしているが、外交交渉の過程でなされる会談の内容は、こ

れを秘密として公表しないのが国際的慣行となっているといわれる」(堀籠幸男・最高裁判所判例解説刑事篇昭和53年度155ないし157ページ参照)と説明されているとおり(その説明の根拠資料として、坂野正高「現代外交の分析」14ページ(乙第30号証)、信夫淳平「外政監督と外交機関」265ページ以下(乙第31号証)。また、民集59巻6号1896ページ(最高裁判平成17年7月22日第二小法廷決定の福田博判事の意見)参照)、もはや疑いようのない明白な事実であり、原告の主張はその前提において誤っている。

また、原告は、最高裁判所平成17年7月22日決定中に、「その内容によっては」との説示部分があることを前提に、被告が単に「外国との協議の内容である」という「形式秘」だけで当該情報を保護しようとしている旨批判するが、この批判には理由がない。すなわち、情報公開法5条3号の判断においては、「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」か否かが問題となるところ、被告準備書面(8)第3の3(1)(9ないし12ページ)などで述べたとおり、本件文書2は、日米地位協定下の日米合同委員会における意見交換や協議の内容が記録された文書にほかならず、かかる文書については、日米両国間で日米双方の同意がない限り公表されないという本件合意がなされていたのである。その上、本件不開示決定2の時点において、これを我が国の情報公開制度の下、一般的に国民に対して開示することについて米国の同意は存在しない状況だったのであるから、これを開示すれば米国との信頼関係を損なう結果が生じることは明らかであったし、また、そのような状況の下、外務大臣が本件文書2の開示によって米国との信頼関係が損なわれるおそれがある旨判断したことについて相当な理由があったことも明らかである。

以上のとおり、本件文書2にかかる情報は、原告が論難するような、単に我が国の行政庁が「外国との協議の内容である」ことを根拠に自らの判断の

みで秘密扱いの指定をしたにすぎない「形式秘」とは全く性質が異なるものである。したがって、原告の主張は、以上の意味においても、理由がないことが明らかである。

そのほか、原告は、①本件文書2は本件合意の対象外であること、②本件文書2の内容にかかわらず不開示とする約束が開示を正当化することはできないこと、③本件文書2と同内容の文書が別件訴訟で提出されて閲覧制限がされていないことから情報公開法5条3号該当性が否定されることを主張するが、これらについては、いずれもこれまで被告が主張したとおり、いずれも理由がないものである（①について、被告準備書面(4)第2の3（3ないし5ページ）など、②について、被告準備書面(8)第3の3(1)ア（9及び10ページ）など、③について、被告準備書面(8)第3の3(2)（12ないし15ページ）など、乙第19号証及び20号証参照）。

第3 裁判所が、被告による米国への意思の確認を理由として違法性を否定する判断を行う可能性がある旨の原告の主張に理由がないこと

1 原告の主張

原告は、被告は、「本件不開示決定2に先立って米国の意思を確認した結果、米国が本件文書2の開示に同意しない旨の立場を示した」との主張を現時点でも維持しており、裁判所が、同事実を本件不開示決定2の国賠法上の違法性を判断するための事実として取り上げ、同事実に基づいて職務行為基準説に立脚して違法性判断を行う可能性がある旨主張する（原告準備書面(5)第1の2・2及び3ページ）。

2 被告の主張

しかしながら、被告の主張の正確な内容及びその位置づけは、前記第1の2に記載のとおりであって、原告の上記主張は、前提において誤っている。

その上、本件については、争点整理のため、弁論準備手続に付されており、

第5回弁論準備手続期日において、裁判所から被告に対し、

- 1 本件不開示決定2に先立ち米国政府の意思を確認することが情報公開法5条3号に該当するための要件なのか否か
- 2 「仮に本件文書2が同3号に該当しないとの判断となったとしても、国賠法上の違法性はない」との主張とするのか否か、及び当該主張をする場合はその根拠（上記1の米国政府の意思の確認の事実を根拠として主張するか否かを含む。）

の2点について明らかとするように指示があり、これに対して、被告は、被告準備書面(8)記載のとおり、上記1について、米国政府の意思を確認することは要件ではないこと、上記2について、原告に国賠法上保護される利益が認められないことを除いては主張しない旨を明らかにしたところである（3及び4ページ）。

原告の主張は必ずしも明らかではないが、要するに、被告が主張しないことを明言したにもかかわらず、裁判所が、本件文書2にかかる情報が情報公開法5条3号に該当すること、国賠法上保護される利益が認められないこと以外の理由により、職務上の注意義務違反を否定する判断をする可能性がある旨を述べているものと思われるが、先述した本件訴訟の経緯に鑑みると、原告が主張するような、争点整理手続に付された趣旨を没却し、当事者に不意打ちとなりかねないような判断がなされることは想定し難い。

よって、この点に関する原告の主張（原告準備書面(5)第1の2・2及び3ページ、第2の2・4ないし7ページ）には全く理由がない。

第4 結語

以上のとおりであり、本件国賠請求は速やかに棄却されるべきである。

以上